

教育委員会会議提出議案

第11号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則の制定について

このことを、別案のとおり提出する。

平成31年3月7日
教 育 長

(理由)

附属機関の設置に関する条例の一部改正並びにふれあいの家北筑後及びふれ
あいの家京築の廃止に伴う関係課の所掌事務の規定の整備を行うもの

(教育庁総務企画課)

福岡県教育庁組織規則の改正について（概要）

1 福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

(1) 改正の概要

ア 総務企画課、高校教育課及び体育スポーツ健康課の所掌事務の整理を行うもの

福岡県教育振興審議会の設置並びに福岡県立学校教育振興計画審議会及び福岡県学校給食審議会の廃止に伴い、附属機関の設置に関する条例の一部が改正されたため、所要の規定の整備を行うもの。

イ 社会教育課の所掌事務の整理を行うもの

福岡県立ふれあいの家北筑後及び福岡県立ふれあいの家京築が廃止されたことに伴い、規定の整備を行うもの。

(2) 施行期日

平成31年4月1日

ただし、(1)ア総務企画課及び高校教育課の分掌事務については、平成31年7月7日から施行する。

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成三十一年三月 日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第 号

福岡県教育庁組織規則の一部を改正する規則

福岡県教育庁組織規則（平成十年福岡県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第九条第四十一号を第四十二号とし、第四十号を第四十一号とし、第三十九号を第四十号とし、第三十八号の次に次の二号を加える。

三十九 福岡県教育振興審議会に関すること。

第十四条第十四号を削り、第十五号を第十四号に、第十六号を第十五号とする。

第十八条第十四号を削り、第十五号を第十四号に、第十六号を第十五号とする。

第十九条第十一号中「福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家京築」を「福岡県立ふれあいの家南筑後」に改める。

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、第九条に一号を加える改正規定及び第十四条第十四号を削る改正規定は、平成三十一年七月七日から施行する。

改正案

現行

第一条～第八条 (略)

第二款 教育総務部各課の分掌事務
(総務企画課の分掌事務)

第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～三十八 (略)

三十九 福岡県教育振興審議会に関すること。

四十一～四十二 (略)

第十条～第十三条 (略)

第二款 教育振興部各課の分掌事務
(高校教育課の分掌事務)

第十四条 教育振興部高校教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十三 (略)

(削除)

十四～十五 (略)

第十五条～第十七条 (略)

(体育スポーツ健康課の分掌事務)

第十八条 教育振興部体育スポーツ健康課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

(削除)

十四～十五 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十九条 教育振興部社会教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福

第一条～第八条 (略)

第二款 教育総務部各課の分掌事務
(総務企画課の分掌事務)

第九条 教育総務部総務企画課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～三十八 (略)

(新設)

三十九～四十一 (略)

第十条～第十三条 (略)

第三款 教育振興部各課の分掌事務
(高校教育課の分掌事務)

第十四条 教育振興部高校教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十四 福岡県立学校教育振興計画審議会に関すること。

十五～十六 (略)

第十五条～第十七条 (略)

(体育スポーツ健康課の分掌事務)

第十八条 教育振興部体育スポーツ健康課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十四 福岡県学校給食審議会に関すること。

十五～十六 (略)

(社会教育課の分掌事務)

第十九条 教育振興部社会教育課の分掌する事務は、次のとおりとする。

一～十 (略)

十一 福岡県立美術館、福岡県立図書館、福岡県立社会教育総合センター、福岡県立英彦山青年の家、福岡県立少年自然の家「玄海の家」、福岡県立社会教育総合センター少年自然の家、福岡県立ふれあいの家南筑後、福岡県立ふれあいの家北筑後、福岡県立ふ

岡県青少年科学館に関すること。

十二 (略)

第二十条と第二十六条 (略)

れあいの家京築、福岡県立夜須高原野外活動センター及び福岡県青少年科学館に関すること。

十二 (略)

第二十条と第二十六条 (略)